

平成26年4月1日
原子力規制庁

総合モニタリング計画の改定について

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実にかつ計画的に実施するため、原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議（※）において「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日決定、平成25年4月1日最終改定）を策定し、本計画に基づき、関係府省、福島県、東京電力等が連携してモニタリングを実施しています。

本日、本計画の改定を行いましたのでお知らせします。

主な改定点

1. 海域モニタリングの強化
福島第一原子力発電所近傍海域におけるモニタリング地点数、測定核種の追加、連続モニタリングの導入などモニタリング強化の内容を反映。
2. 住民の帰還に向けたモニタリングの実施
避難指示区域等を対象とした詳細モニタリングに線量マップの作成を追加。
3. その他
一部の項目立てを整理 など

※ モニタリング調整会議 構成メンバー

原子力規制庁（事務局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、福島県、東京電力

原子力規制庁 監視情報課
担当：塚部、古川
電話：03-5114-2125（直通）